

タイトル	習時代の国有企業改革の制度デザイン：国家資本はどう運営されるのか
著者	徐，涛；XU，Tao
引用	季刊北海学園大学経済論集，67(1)：1-16
発行日	2019-06-30

《論説》

習時代の国有企業改革の制度デザイン

国家資本はどう運営されるのか

徐

涛

はじめに

2012年の第18回党大会において、習近平が中国共産党総書記に選出され、中国の最高指導者になった。翌年の11月に中国共産党第18期第3次中央全体会議が開催され、新たに改革の方針として、「改革の全面深化の若干重大問題に関する決定」（「關於全面深化改革若干重大問題的決定」）が発表された。そのなかに民間の資本参加による混合所有の促進など、国有企業関連の政策が多く盛り込まれた（徐 2014）。

当時の中国経済は「新常态」を迎え、国有企業の経営業績が一変した。国有企業は過剰生産能力の処理に迫られ、国家資本は戦略的分野よりも、不動産業など高収益の産業への投資に傾斜した。そのなかで、習時代の国有企業改革が始まった。

2015年9月13日、中国共産党中央・國務院が「国有企業改革の深化に関する指導意見」（原文「關於深化国有企業改革的指導意見」，以下「指導意見」）を公布した。「指導意見」は、「分類して国有企業改革を推進する」，「近代的企業制度の改善」，「国有資産管理制度の改善」，「混合所有制改革の推進」，「監督の強化と国有資産流失の防止」，「国有企業に対する党のリーダーシップの強化と改善」と「国有企業のための良好な環境の創出」の7つの部に分けて政策を示した。

徐（2016）はすでにこの「指導意見」につ

いて検討した。徐（2018）は、さらにこの習時代の国有企業改革の方向性を考察した。まず、国有企業の業種別統計資料をもちいて、今までの国有企業改革を概観し、中国政府が考えている戦略的分野の範囲を確認した。そのうえで、習時代の国有企業改革の制度デザインを説明し、習時代の分野別国有企業改革に関する2つの重要文書、上記の「指導意見」と、2015年12月7日、国資委、財政部と国家發展改革委員会が発布した「国有企業の機能画定と分類に関する指導意見」（原文「關於国有企業功能界定与分類的指導意見」，以下「分類意見」）を比較し、習時代の国家資本の分野別投資政策を分析した。

分析の結果、まず、中国政府は、すでに大規模に国家資本が撤退した競争的分野から、国有企業をさらに退出させることを望んでいない。また、主要業務が国家安全と国民経済命脈に関する重要分野に位置し、主に重大なプロジェクトを担う商業類国有企業、および公益類の国有企業に対して、収益性ではなく、国家戦略・政策と社会への奉仕の機能強化を求めた。これらの国家資本の最後の砦を、資本の収益性を重要視する民間資本が突き破る余地は、かなり限られているであろう。

それでは、習時代の国有企業において、国家資本はどのように運営されるのか。本稿は、習時代の国有企業改革のもう1つ具体的な政策、「国有資産管理制度の改善」についての制度デザインを分析する。中国政府・共産党

の文書をもちいて考察を進めるが、徐(2018)と同様に、法律、その他法令、通達、ガイドライン、要綱などの政府・党文書を含めて、法規定とする。

第 1 節では、国有資産管理制度の変化を概観する。そのうえで、第 2 節では、「指導意見」の国有資産管理制度に関する指示を分析し、習時代の国有企業改革における変化を調べる。第 3 節では、「指導意見」実施のために、のちに発表された関連細則を分析し、習時代の国有資産管理の特徴をより具体的に調べ、「指導意見」発布後にどのような変化が起きたかも考察する。最後に本稿をまとめる。

第 1 節 国有資産管理制度の変遷

国家所有とは全人民所有のことである。実際にどの機関あるいは企業が資本を管理するかは、計画経済時代の工場型の国有企業にとってはさほど重要ではなかった。しかし、会社化が進むなか、国有資産管理制度の構築が不可欠になった。

(1) 国有資産管理局から国有資産監督管理委員会へ

1986 年末から国有企業の株式会社化の試行が本格化した。各地の会社制度の試行において、国家株の所有者代表が未定のケースが多く存在しており¹、前身企業の上級管理機関や地方の財務局などが代理人として暫定的に代表になるケースも多かった。会社化試行の拡大につれ、国有資産管理機構の設置が必要になった。

そのなかで、世界銀行が 1987 年 6 月に瀋陽、上海、武漢、広州の 20 数社の大中型国有企業および第一汽車、第二汽車と鞍山鋼鉄の 3 つの国有企業集団を調査し、同年 10 月に北京で「企業メカニズム改革国際シンポジウム」を開いた。世界銀行は、当時中国企業改革の主流であった請負責任制の効果を評価

した上で、企業の経営目標短期化問題の対策として、会社制度の導入を提案した。この提案は、国有資産管理機構の設置について、①財政部管轄下の資産管理局、②独立の資産管理委員会、③政府系投資会社、の三つの方法を提示した上で、第 3 の方法が最も適切だと主張した。具体的には、複数の政府系投資会社に国有資産の所有権を分配したうえで競争させ、地域をまたがる投資を奨励するなどの案を示した(『工人日報』記者 1987)。1988 年 11 月 21 日から 23 日までの間、国家経済体制改革委員会が北京で開いた中国企業改革座談会において、世界銀行の 5 人の専門家が、この提案を再度提示した(郭 1989)。

しかし、政府系投資会社の設立構想は採用されなかった。むしろ国有資産管理局の設置が国有資産管理の議論の主流であった。例えば、華ほか(1986)は、財務部のもとに、国有資産の保全、収益および経営者の選任などに関して全権をもつ国有資産管理局の創設を提案した。中国社会科学院経済研究所資産経営責任制課題組(1987)も、国有資産管理局を設置して、各政府部門に散在している所有権を一本化することを提案した。

1988 年 4 月、第 7 期全国人民代表大会第 1 次会議は國務院機構改革案を許可した。これによって、国有資産管理局が設立された。

1992 年早春、鄧小平が武昌、深圳、珠海、広州、上海など各地を視察し、経済の市場化を促すいわゆる「南巡講話」を発表した。その影響を受けて、10 月に開催された第 14 回共産党大会は、「社会主義市場経済」の初歩的な樹立を、20 世紀末までの党の目標として提起した。翌年 11 月に開催された共産党第 14 期第 3 次中央全体会議は、その決議「社会主義市場経済体制樹立の若干問題に関する決定」のなかに、「社会主義市場経済」の 9 つの目標を提示し、その筆頭に挙げたのは、国有企業経営メカニズムの転換と会社制度の確立であった。決議は、会社化の促進に

不可欠な国有資産管理の方針も示した。

その後、国有企業管理に関する法整備が進んだ。1994年7月、国務院が「国有企業財産監督管理条例」を發布した。この条例は、国有資産管理について、国家による所有、各レベル政府による管理、各政府部門による監督、企業による自主経営（原文「国家所有、分級管理、分工監督、企業経営」、第4条）の方針を示した。具体的には、「企業財産は全人民所有、すなわち国家所有とする。国務院は国家を代表して統一的に企業財産の所有権を行使する」（第5条）。このように全人民による国有企業財産の所有と国務院による所有権の行使を定めた。この条例は、また、中央政府と地方政府に対して、それぞれの国有資産管理部門を通じて管轄している国有資産を行政的に管理すること、またそれぞれの監督機構を通じてその監督下の企業に対して監督職責を果たすことを求めた。具体的に示された監督内容は、企業財産の価値維持・増大状況、工場長（社長）の任免と賞罰、監査役人選の提案、監査役会の派遣である。

ところで、国家国有資産管理局は、期待通りの国家資本出資者の役割を果たせなかった。国家国有資産管理局は財務部の管轄下にあり、国有資産の管理権限を行使する際、上級行政機関の関与を拒否することができず、実際には多くの行政部門と共同して出資者の機能を果たすことを強いられた。例えば、国有資産の管理は財政部、投資は国家計画委員会、日常的経営は経済貿易委員会、経営者人事は企業工作委員会によって、それぞれ実質的に管理されていた（李ほか2004）。国家国有資産管理局は国有資産の「会計係」と言われており²、当初期待されていた出資者機能の集約が実現されなかった。

他方では、地方政府も国有資産管理委員会などの国有資産管理機構を設立した。地域間の違いはあるものの、地方所轄国有企業の管理の一本化は比較的進んでいる。例えば、上

海市の場合、党委員会書記と市長がそれぞれ国有資産管理委員会の主任と副主任に、深圳市の場合、市長が委員会の主任を務め、市体制改革弁公室、財政局など14の政府部門の責任者が委員会のメンバーに名を連ねた。このように、地方では、政府指導者の強力なリーダーシップを活かして、国有資産管理委員会を設立した。同様の国有資産管理機構は、天津市、河北省、浙江省、安徽省、海南省、青海省、陝西省、黒竜江省、湖北省、山東省、江蘇省、内モンゴル自治区、福建省、広東省、武漢市、廈門市、青島市などにおいても設立された。遼寧省、吉林省、珠海市も、集中した管理権限をもつ国有資産管理機構を設立した（王2003）。

国家国有資産管理局は、1998年の行政改革のなかで廃止された。その後、「経営性国有資産」³について、その資本金管理は財政部に、日常的管理は国家経済貿易委員会に、経営者の任命は人事部にそれぞれ分割され、国有資産管理の一本化は名実とも放棄された（余2000）。

前記の「国有企業財産監督管理条例」も、2000年3月、国務院が「国有企業監査役会暫定条例」（原文「国有企業監事会暫行条例」）を發布したと同時に廃止された。

新たに国有資産の監督管理に関する法規定として発布されたのは、2003年5月、国務院が公布した「企業国有資産監督管理暫定条例」（原文「企業国有資産監督管理暫行条例」）である。

この条例は、「企業の国有資産は国家所有である。国務院と地方人民政府はそれぞれ国家を代表して出資者の職責を履行し、所有者の権益を享受し、権利、義務および責任が統一され、資産、人事および経営の管理が融合された国有資産管理制度を、国家が実施する」（第4条）とし、「国務院国有資産監督管理機構は、国務院を代表して出資者職責を履行し、企業の国有資産の監督管理に責任を負

う直属特設機構である。省・自治区・直轄市人民政府の国有資産監督管理機構、および区が設置されている市・自治州レベルの人民政府の国有資産監督管理機構は、同レベル政府を代表して出資者職責を履行し、企業の国有資産の監督管理に責任を負う直属特設機構である」(第 12 条)と定めた。国家が名義上国有資産を所有し、中央政府・各レベルの地方政府が所轄国有企業に対する出資者権限をもち、中央政府・各レベルの地方政府の国有資産監督管理機構が所属政府を代理して所轄国有企業に対して出資者権限を行使し、これらの国有企業を監督管理するということに、新たな国有資産管理制度が示された。

条例発布に合わせて、2003 年 4 月、国務院国有資産監督管理委員会(以下、国資委)が設立された。中央企業 196 社がその傘下に入った。これは国務院が設置した最も重要な国有資産監督管理機構である⁴。地方においても同様な組織が設立された。

同条例は「国務院が国家を代表して、国民経済命脈と国家安全に関わる大型の国有および国有資本支配企業と国有資本参加企業、重要なインフラと重要な自然資源などの分野の国有および国有資本支配企業と国有資本参加企業に対して、出資者の職責を履行する」(第 5 条)と規定した⁵。196 社の国資委企業の大半は、正しくこのような特徴をもつ国有企業である。

2008 年 10 月に成立した「企業国有資産法」も、国家による国有資産所有、各レベル政府による出資者職責の履行、各レベル政府の国有資産監督管理機構による管理といった国有資産管理制度を引き継いだ。ただし、「国有資産は国家所有すなわち全人民所有とする。国務院が国家を代表して国有資産所有権を行使する」(第 3 条)と、再び国務院の所有者代表の地位を明確にした⁶。なお、中央政府・地方政府が国家を代表して国有企業に対する出資者権限をもち、各レベルの政府

の国有資産監督管理機構が所属政府を代理して国有企業に対して出資者権限を行使できる、「企業国有資産監督管理暫定条例」が示したこのような国有資産管理制度は、踏襲された。

すでに国有企業の多くは上場を果たした。たとえば、国資委企業の上場子会社は、2017 年 6 月にすでに 390 社を数え、その総資産と純資産はともに国資委企業の 6 割を超えた(饒 2018)。

上場企業の国有株に対する規制も強化された。2004 年 8 月、国資委は「企業の国有財産権譲渡の関連問題に関する通知」(原文「関于企業国有産権転讓有關問題的通知」)を発布した。上場企業の国有株が譲渡されて非国有株に変わる場合、国資委の審査許可が必要だと通達した。

2007 年 6 月、国資委と中国证券监督管理委员会が連名で「国有株主所持の上場企業株式の譲渡管理の暫定弁法」(原文「国有股東轉讓所持上市公司股份管理暫行弁法」)を発布した。この法令では、「国務院国有資産監督管理機構は、国有株主の上場企業株式譲渡の審査作業に責任を負う」(第 7 条)と規定し、2004 年の通達同様、地方政府と地方政府の国有資産監督管理機構ではなく、国資委こそ上場企業国有株譲渡の審査権限をもっていることを明確にした。このように、上場企業の国有株は、長い間中央政府の管理下に置かれていた。

ところで、2018 年 5 月、国資委と中国证券监督管理委员会が上記の「暫定弁法」を廃止して、新たに「上場企業国有株権監督管理弁法」(原文「上市公司国有股權監督管理弁法」)を公布した。「上場企業国有株の変動について、省レベル以上の国有資産監督管理機構が監督管理の責任を負う」(第 6 条)と定めた。つまり、地方政府がその管轄下の国有上場企業の国有株譲渡に関して審査権限をもつ。このように、地方国有企業に対する地方政府の管理権限の強化に舵が切られた。

(2) 授權制度

少数の国有資産監督管理機構が膨大な数の国有企業をどう経営するのか。これは、実際の国有企業管理にとって避けられない課題である。

1990年、従来の国有資産管理機構と企業の間、国有資産経営機構を設置して、国有資産管理機構、国有資産経営機構、および企業から構成する国有資産三層管理構造の構築が提案された⁷。国有資産経営機構の候補は、主として企業集団、業種総公司、および業種管理部門であった。

ところで、その後、業種総公司是、持株会社化を通じて企業集団の親会社に再編され⁸、地方レベルの業種管理部門は、持株会社化されて企業集団の中核企業になり⁹、中央レベルの業種管理部門は、1998年の行政改革によって国家経済貿易委員会の所属になった。そのため、ここでは、我々は企業集団に焦点を絞る。

2002年末、親会社が国有の企業集団の資産総額が約13兆元である(中国経済年鑑編輯委員会編2003)。全国の国有資産が17兆元なので、國資委が設立される前に、すでに大半の国有資産が企業集団に組み込まれた。1987年第13回党大会から2007年の第17回党大会までのすべての党総書記政治報告では、企業集団の設立・育成を政策課題として挙げた。しかも単なる企業集団から、「比較的強い競争力をもつ大企業集団」、さらには「国際競争力をもつ大企業集団」にヒートアップしてきた。なお、2012年の第18回党大会と2017年の第19回党大会では、「企業集団」の代わりに、世界水準の一流企業の育成が提起された。

1991年12月、國務院が国家計画委員会、国家経済体制改革委員会および國務院生産弁公室の「一部の大型企業集団を選択して試行を実施することに関する伺い」(原文「關於選択一批大型企業集団進行試点的請示」)を

許可し、55の国家級企業集団の試行を決定した¹⁰。翌年9月、国家国有資産管理局、国家計画委員会、国家経済体制改革委員会、國務院經濟貿易弁公室が連名で「国家級パイロットテスト企業集団における国有資産授權經營の実施弁法(試行)」(原文「国家試点企業集団国有資産授權經營的实施弁法(試行)」)を通達し、55のなかの7つの企業集団で国有資産授權經營の試行を始めた¹¹。

授權經營とは、国有資産管理部門が企業集団の核心企業(集团公司)に対して、その企業集団のなかの重要関連企業(原文「緊密層企業」)の国有資産を授權して經營管理させることである。授權經營によって、核心企業と重要関連企業の間に財産權連鎖が構築され、重要関連企業は核心企業の完全子会社あるいは資本支配子会社に転換される(第3条)。その後、すべての第1陣の国家級パイロット企業集団では授權經營が認められた(今井2000)。

地方政府も中央政府の規定を援用して、企業集団に対して国有資産の授權經營を実施した。地方においても、国有資産の授權經營が順調に進んだ。例えば、1999年末、上海市はすでに9割以上(2,400億元)の「經營性国有資産」の授權經營を実施した(上海市国有資産管理弁公室2000)。

1996年9月、国家国有資産管理局は、各地方の国有資産管理局に対して、「企業集団の国有資産授權經營に関する指導意見」(原文「關於企業集団国有資産授權經營的指導意見」)を通達した。この通達は集团公司に対する授權經營の内容を次のように定めた(第3条)。^①企業集団のメンバー企業の株式の所持(原文「持有」)、^②子会社(子企業)の取締役、取締役会長(社長)の任免、^③子会社の資本収益の徴収とその使途の決定、^④子会社の所有權変化と重要資産の処置の意思決定、^⑤重要な投資プロジェクトに関するある程度の決定權、この5点である。注意すべき

ことは、授權経営を通じて、企業集団のメンバー企業が、集团公司の子会社になるが、子会社の株式の所有者はあくまでも国家であり、授權される集团公司は国家を代表して株式をもつ、いわば管理しているだけなのである。また、子会社の投資プロジェクトのすべてについて、集团公司が意思決定権をもっているわけでもない。授權経営では、ある程度限定された出資者権限が委譲されていると理解すべきであろう。

この通達は、また、集团公司が国有資産管理部門と調印した授權経営責任書において、国有資産の価値維持・増大に対する集团公司の責任を明確にすること、企業集団の財務諸表と連結会計報告書を定期的に国有資産管理部門に送付すること、国有資産の経営状況を定期的に報告すること、重大な所有権変動を国有資産管理部門に報告し、その審査を経て、政府の審査と認可を受けること、と規定した(第 5 条第 1 項)。

1999 年開催の共産党第 15 期 4 中全会の決議は、1994 年発布の「国有企業財産監督管理条例」が示した国有資産管理方針にあった「企業による自主経営」の文言が、「授權経営」に修正された。国有資産の授權経営政策が国有資産の所有・管理・経営制度の一環として確立した。

繰り返しになるが、授權経営では、政府が企業集団のなかに親子関係を作り、親会社の子会社の所有権を委譲する。当時は、これよりもさらに進んで、重要関連企業の所有権のみならず、親会社自身の所有権の委譲を求める動きもあった。

1989 年、すでに東風汽車公司などの企業集団が授權を政府に要請した。これらの企業集団が求めた授權とは、企業集団の核心企業および集団の重要関連企業の所有権を行使する権利の委譲であり、つまり集团公司を含んだ企業集団の国有資産の授權であった。いわゆる授權投資である(陳 1998)。

とりわけ地方において授權投資の実施が顕著であった。授權経営が実施されるなか、一部の地方政府は、積極的に既存の集团公司と業種管理部門を国家授權投資機構に改組して、国有資産所有者としての多くの権限を委譲した。例えば、湖北省では、1996 年まで 12 の企業に授權経営・授權投資を試行したが、授權経営は 4 社で、授權投資は 8 社であった(余 2000)。

前出の 1996 年 9 月に国家国有資産管理局が地方に通達した「企業集団の国有資産授權経営に関する指導意見」では、地方政府の行動を規制するために、次のように授權経営と授權投資の相違を示した。「企業集団の国有資産授權経営は企業集団内部の企業間の財産権関係(すなわち集团公司と子企業間の財産権関係)を確立させるものであり、集团公司と国家の間の関係を明確にするものではない。授權経営が実施されても、集团公司はただちに国家授權投資の機構にはならない」と定めた。同時に、「少数の条件を満たした集团公司は政府の授權を得て国家授權投資の機構になれる」と授權投資を限定的に解禁した(第 1 条第 1 項)。

1997 年 4 月、國務院が国家計画委員会、国家経済貿易委員会、国家経済体制改革委員会の「大型企業集団試行活動の深化に関する意見」(原文「關於深化大型企業集団試点工作的意見」)を通達した。第 2 陣の 63 の国家級パイロットテスト企業集団を決めたとともに、「少数の条件が整ったパイロットテスト企業集団の親会社は、國務院の許可を受けて、国家授權投資の機構になれる」(第 2 条第 2 項)と、授權投資の実施を認めた。

その後、中央レベルの企業集団に授權経営が広く実施されたほか、多くの超大型企業集団において、授權投資政策も適用された。1997 年には、中国石化総公司、中国有色総公司、中国航空総公司と東聯石化集团公司、1998 年には、中国石油天然ガス集团公司、

中国石油化工集团公司および上海宝钢集团公司、1999年には、軍需関連の10の集团公司¹²および非鉄金属関連の3つの集团公司¹³、1999年末から2000年末までの間には電信関連の4つの集团公司¹⁴、2001年には中国鋁業公司、2002年には、航空関連の6つの集团公司¹⁵、中国電子科技集团公司、中国網絡通信集团公司および中国黄金集团公司、2003年には6つ電力関連集团公司¹⁶といったように、2003年末までに合計40の大型企業集団がそれぞれ設立・改組されると同時に、その集团公司は中央政府から授權を受けて、国家授權投資機構および国家持株会社の試行に加わった¹⁷。

しかし、そもそも解禁された授權投資は、当初東風汽車会社が求めたような授權投資ではなかった。

1997年の「大型企業集団試行活動の深化に関する意見」をみると、実は授權投資の解禁を定めた第2条第2項の前半に、「パイロットテスト企業集団の親会社の出資者を明確にし、出資者制度を構築する。パイロットテスト企業集団の親会社は国有単独出資会社の場合、その出資者は国家授權投資の機構ないし国家授權の部門にすべきである」と書かれており、集团公司に対する授權投資は、出資者制度のなかで捉えるべきであろう。

1993年成立の会社法には、すでに「国家授權投資の機構ないし国家授權の部門」の権利についての規定があった。その第20条は、「国家授權投資の機構ないし国家授權の部門は、単独で国有単独出資の有限会社を設立できる」と定めたのである。

したがって、授權投資を受けた集团公司は、その自身の国有資産について授權されたのではなく、やはりその国有単独出資会社の設立の権限が授權されたと理解すべきであろう。そうであれば、授權投資は解禁されたが、それは決して東風汽車公司等が求めたような、集团公司自身の国有資産に対する授權ではな

かった。

このことは、前記の2003年発布の「企業国有資産監督管理暫定条例」ではいっそう鮮明になった。この条例は、国有資産監督管理機構の出資企業に対する授權経営（第28条）のほか、授權投資（第27条）についても定めた。第27条は、「出資企業のなかの国有単独出資企業と国有単独出資会社は、國務院の許可を受けて、…国家授權投資の機構として、会社法第20条が定めた権利を享受できる」と定めた。なお、「出資企業」とは「國務院、省・自治区・直轄市人民政府、区が設置されている市・自治州レベル人民政府が出資者職責を履行している企業」のことである（第5条）。

ところで、2005年に会社法が大幅に改正され、授權投資に関わる規定がなくなった。さらに、2011年1月、國務院が「一部の行政法規の廃止と改正に関する決定」（原文「關於廢止和修改部分行政法規的決定」）を発布し、「行政法規のなかにあった社会主義市場經濟と社会發展の要求に適しない規定に対する改正」の1つとして、授權投資に関する2003年の「企業国有資産監督管理暫定条例」第27条を削除した。

東風汽車会社が求めたような、集团公司自身にも及ぶ所有権の授權は、幻に終わった。

2008年に成立した企業国有資産法も、授權経営と授權投資について特段の規定を設けなかった。しかし、各レベルの政府は、その設立した国有資産監督管理機構のみならず、その他部門と機構に対しても、「同人民政府を代表して、国家出資企業に対する出資者職責の履行を授權できる」と規定した（第11条）。2003年発布の「企業国有資産監督管理暫定条例」にあった出資者職責を履行できる部門と機構の範囲を拡大した。その「その他部門と機構」に対する出資者職責履行の授權は、出資者職責の委譲であり、授權経営と捉えることができる。

第 2 節 習時代の国有資産管理制度の構築：「指導意見」

それでは、習時代の国有企業改革では、どのように国有資産を管理しようとしたのか。

上記のように、国有企業の会社制改革が試行されたときから、国家資本の運営管理が制度設計の難題として存在してきた。それでは、習時代の国有企業改革は、どのような国有資産管理制度を目指しているのか。まず、本節において、「指導意見」を分析してみよう。次節では、國務院発布の「国有資産管理制度の改革と改善に関する若干意見」（原文「関于改革和完善国有資産管理体制的若干意見」）をみるが、引用箇所において、2つの文書に同様な内容があった記述は波線で示す。

「指導意見」の「总体要求」の部において、2020 年までに「主要目標」として、国有資産管理制度について次のように述べた。

国有資産監督管理制度がさらに成熟し、関連法律法規がさらに健全化し、監督管理手段と方式が不断に最適化し、監督管理の科学性、目的性、有効性がさらに向上し、経営性国有資産の統一監督管理が実現し、国有資産の価値維持・増大の責任が全面的に着実になる。

国家資本の配分効率が顕著に向上し、国有経済の分布構造が不断に最適化し、その主導的役割が有効に発揮される。自主的イノベーション能力の向上、資源環境の保護、モデルチェンジ・グレードアップの加速、社会責任の履行における国有企業の牽引と模範の役割が十分に発揮される。

「指導意見」はさらに「国有資産管理システムの改善」の部を取り上げて、次のように述べた。

資本の管理を主として国有資産監督管理機構の機能転換を推進する。国有資産監督管理機構は、法にしたがって出資者職責を履行することの位置付けを正確に把握し、国有資産出資者監督管理の

境界を科学的に画定し、監督管理の権限リストと責任リストを作成し、企業管理中心から資本管理中心に転換する。管理すべきことは科学的に管理し、決して欠位せず、重点的に国家資本の分布を上手く管理し、資本の運営を規制し、資本のリターンを高め、資本の安全を守る。管理すべきでないことは、法にしたがって権限を委譲し、決して頭越しせず、企業が法にしたがって自主的に経営決定すべき事項は、企業に帰属させ、子企業に延伸した管理事項は、一級企業に帰属させ、協力して負担している公共管理機能を関連政府部門と単位に帰属させる。法に基づく監督管理を強力に推進し、監督管理方式と手段の創出に力を入れ、行政化の管理方式を改め、考査システムと方法を改善し、監督管理の科学性、有効性を高める。

資本の管理を主として国家資本授權經營体制を改革する。国家資本投資・運営会社（原文「国有資本投資・運営公司」）を改組・設立して、有効な運営モデルを模索する。投融資、産業育成、資本の整理統合の展開を通じて、産業集積とモデルチェンジ・グレードアップを推進し、国家資本の分布構造を最適化する。株式運営、価値管理、秩序の進退を通じて、国家資本の合理的な流動を促進し、その価値維持・増大を実現する。国家資本の所有権と經營権の境界を科学的に画定し、国有資産監督管理機構は法に基づいて国家資本投資・運営会社とその他の直接監督管理企業に対して出資者職責を履行し、ならびに国家資本投資・運営会社に対して授權して、その授權範囲内の国家資本に対して出資者職責を履行させる。国家資本投資・運営会社は国家資本の市場化運営の専門プラットフォームとして、法に基づいて自主的に国家資本の運営を展開し、その出資企業に対して株主の職責を行使し、責任権限対応の原則にしたがって国有資産の価値維持・増大の責任を切実に負担する。国家資本投資・運営会社の出資者職責履行に対する政府直接授權の試行を展開する。

資本の管理を主として国家資本の合理的流動と分布の最適化を推進する。市場指向、企業主体、進退取捨の選択を堅持し、国家資本の分布構造を最適化し、国有経済の全体的機能と効率を増強する。国家戦略への奉仕に密着し、国家産業政策と重点産業の分布調整の总体要求を実施に移し、国家資本の重点投資方向と分野を最適化し、国家安全、国民経済命脈と国家経済・国民生活に関する重要分野と重点インフラへの、有望な戦略的産業への、およびコアコンピタンスを有する優位企業

への、国家資本の集中を推進する。国家資本投資・運営会社の役割を発揮して、一部の国有企業を清算整理によって退出させ、一部の国有企業を再編によって整理統合させ、一部の国有企業をイノベーションによって発展させる。優勝劣敗の市場化退出メカニズムを構築・健全化し、失業救済と再就職訓練の役割を十分に発揮し、職工の配置問題を解決し、退出企業の法に基づいた閉鎖あるいは破産の実現を切実に保障し、低効率・ゼロ効率の資産の処置と立ち遅れている生産能力の淘汰を加速する。企業が法規に基づいて証券取引、財産権取引などの資本市場を通じて、公平で適切な市場価格をもって企業の資産を処置して、国家資本の形態転換を実現することを支持する。現金化した国家資本をもっと必要とされる分野に投入する。国有企業の管理イノベーションとビジネスモデル・イノベーションを推進し、法人の階層を合理的に限定し、管理階層を有効に圧縮する。イノベーション牽引型発展戦略と製造強国戦略における国有企業の中核的・模範的役割を発揮し、技術イノベーションにおける企業の主体的地位を強化し、科学技術研究人材と高度技能人材の育成を重視する。国有企業の国際化経営の展開を支持し、資本をかなめとして、国有企業の間およびその他の所有制企業との間の強者連合と優位の相互補完を激励し、多くの世界一流のグローバル企業の育成を加速する。

資本の管理を主として経営性国有資産の集中的統一的監督管理を推進する。党政府機関、事業単位所属企業の国家資本を経営性国有資産の集中的統一的監督管理システムに穏当に組み入れ、条件が整えば、国家資本投資・運営会社に組み入れる。国有資産の基礎管理を強化し、制度規準統一、作業システム統一の原則にしたがって、企業国有資産基礎管理条例の制定を急いで取り組む。すべての国有企業をカバーした、分級管理の国家資本経営予算管理制度を構築し、公共財政に対する国家資本収益の上納比率を上昇させ、2020年には30%に高めて、より多く国民生活の保障と改善に利用する。一部の国家資本を振り替えて社会保障基金を充足する。

「指導意見」は、企業に対する管理から資本に対する管理に、国有資産管理の方針を大きく転換した。国有資産監督管理機構、国家資本投資・運営会社、国家資本の流動化、および国家資本に対する統一的監督管理の改革

を指示した。

出資者職責を行使する国有資産監督管理機構に対して、資本の分布、資本運営のルール化、資本のリターンと資本の安全性に重点的に目を配るように求めた。国有企業の管理から国家資本の管理に政策を大きく転換した。そのために、監督管理の権限リストと責任リストの作成を指示した。

「指導意見」発布の約1年半後、2017年4月、国務院は国資委の「国務院国資委の資本管理を主とした機能転換推進方案」(原文「国務院国資委以管資本為主推進職能轉變方案」)を伝達した。この国資委の通達では、43の国資委の監督管理権限簡素化事項を列挙した。

具体的には、その管轄下の中央企業について、社内再編の指導、内設監査役会活動の指導、従業員取締役職務履行の管理、従業員監査役選出結果の審査、労働組合設立と労働組合主席選挙に関する事項の回答、その子会社の配当権インセンティブ方案の審査、その傘下の科学研究院・所の制度転換の指導、地方国有企業の再編・制度転換・上場の管理、それに、上場企業について、国有株主の行動に対する直接の規制など、26の事項についての監督管理権限を取り消した。

また、中央企業所持の非上場企業(主要業務が国家安全と国民経済命脈に関する重要分野に位置し、主に重大なプロジェクトを担う子企業を除く)の国有株管理方案と国有株変動事項、企業集団内部の上場企業株式の流動、支配下の上場企業との重要度の低い資産再編、証券取引システムを経由した少量の上場企業株式売却、中央企業子企業の株権インセンティブ方案など8事項の審査権を企業集団に委譲し、地方国資委管轄の上場企業の国有株管理事項の審査権は、地方国資委に委譲した。

さらに、中央企業の5か年発展戦略規画と年度投資計画の作成、経営陣の選任、業績考査ならびに報酬管理、従業員賃金総額の審査

などの 8 の事項は、取締役会機能の着実実施
試行企業と国家資本投資・運営会社試行企業
に授権した。

「指導意見」は、法人の階層を限定し、孫
企業以下の企業に対する管理権限を子企業に
集約する、と指示した。国有企業の監督管理
におけるプリンシパル・エージェント（依頼
人・代理人）関係の連鎖を短縮して、国家資
本運営を効率化する狙いがある。

企業集団の管理権限の集約は、従来から図
られてきた。国家経済貿易委員会の 2000 年
9 月発布「大中型国有企業に対する近代的企
業制度の導入と管理の強化についての基本規
範（試行）」は、すでに大型企業に対して、
ごく少数の大型企業集団を除いて、親子企業
は 3 層以内とした。「国有資産管理制度の改
革と改善に関する若干意見」公布 1 年後の
2016 年 7 月に国务院弁公庁が発布した「中
央企業の構造調整と再編の推進に関する指導
意見」（原文「關於推動中央企業結構調整與
重組的指導意見」）も、「5 級以下の企業に対
して整理統合し、投資決定権を 3 級以上の企
業に集約する」と指示した。

授権経営は国家資本投資会社と国家資本運
営会社に拡大した。国家資本投資会社は、投
融資と資本の再編を通じて、産業の集積、モ
デルチェンジとグレードアップを促進する。
国家資本運営会社は、株式運営を通じて、国
家資本を流動させ、価値の維持と増大を実現
する。

また、政府が国有資産監督管理機構を通さ
ずに、直接に国家資本投資・運営会社に対し
て出資者職責を授権する改革の試行も求めら
れた。これによって、国家資本投資・運営会
社が国資委などの国有資産監督管理機構と同
等の地位が与えられると思われる。そのため、
直接に政府から授権を受けた国家資本投資・
運営会社の経営権限はいつそう拡大するであ
ろう。この 2 種類の企業に対する授権は、こ
れからの国有企業改革の目玉になる。

「指導意見」は、資本の流動化における国
家資本投資・運営会社の役割も強調し、資本
市場の利用を支持した。国有企業の法人階層
を縮小し、国有企業の間、または国有企業と
民間企業の間資本再編を勧めた。

国有資産の統一的な監督管理のための制度
構築も指示された。経営性国有資産の集中的
統一的監督管理システムの充実、企業国有資
産基礎管理条例の制定、国家資本予算管理制
度の構築が計画された。国有企業の収益を公
共財政に上納する比率を 2020 年に 30% に引
き上げることも明言した。

第 3 節 習時代の国有資産管理制度の 構築：具体的な制度デザイン

既述のように、2015 年 11 月、国务院が
「国有資産管理制度の改革と改善に関する若
干意見」（以下「国資管理意見」）を発布した。

「国資管理意見」は、「指導意見」の内容に
沿って、国有資産の運営について、次のよう
に指示した¹⁸。

(1) 国有資産監督管理機構の機能転換

国有資産監督管理機構は、政府の直属の特設機
構として、授権に基づいて、同級人民政府を代表
して、監督管理下の企業に対して、法に基づいて
出資者の職責を履行し、科学的に国有資産出資者
の監督管理の境界を画定し、もっぱら国有資産監
督管理を司り、政府の公共管理の機能を行使せず、
企業の自主的経営権を干渉しない。資本の管理を
主として、重点的に国家資本の分布を上手く管理
し、資本の運営を規制し、資本のリターンを高め、
資本の安全を守り、いっそう国家戦略目標に奉仕
し、価値維持・増大を実現する。

国有資産監督管理機構が行使している投資計画、
一部の財産権管理と重大事項決定などの出資者権
利を、国家資本投資・運営会社とその他の直接監
督管理の企業に授権して行使させる。企業が法に
したがって自主的に経営決定すべき事項は、企業
に帰属させる。企業集団の全体の監督管理を強化
し、子企業に延伸した管理事項は、一級企業に帰

属させて、一級企業が法規に基づいて意思決定する。国有資産監督管理機構が協力して負担している公共管理機能を関連政府部門と単位に帰属させる。

コーポレートガバナンス構造に、国有出資者の意思を有効に反映させる。より精確で有効な分類に基づく監督管理を実施する。監督管理の権限リストと責任リストを作成する。出資者監督管理の情報化業務プラットフォームを設置する。

国有資産と国有企業の情報公開制度を改善し、統一的情報公開ネットプラットフォームを設立する。国家秘密と企業商業秘密に触れない前提のもとで、法規に基づいて、国家資本の全体的運営状況、企業の国有資産の価値維持・増大と経營業績考査の総合状況、国有資産監督管理制度と監督検査の状況、および国有企業のコーポレートガバナンスと管理の構造、財務状況、関連取引、企業責任者の報酬などの情報を、その都度正確に開示し、陽光国有企業を建設する¹⁹。

(2) 国家資本授權經營制度の改革

国家資本投資・運営会社を改組・設立する。主に現存の商業類国有企業の国有株および国家資本經營予算の振替を通じて、資本注入して設立する。国家資本の運営効率の向上、国家資本のリターンの上昇を主要目標とし、株式運営、価値管理、秩序的進退などの方式を通じて、国家資本の合理的な流動を促進し、価値維持・増大を実現する。あるいは、ある程度条件が整った国有単独出資企業集団を選定して改組・設立する。国家戦略への奉仕、産業競争力の向上を主要目標とし、国家安全和国民經濟命脈に関する重要分野において、投融資、産業育成、資本の整理統合などの展開を通じて、産業集積とモデルチェンジ・グレードアップを推進し、国家資本の分布構造を最適化する。

政府授權のもとで、国有資産監督管理機構は法に基づいて国家資本投資・運営会社に対して出資者職責を履行する。国有資産監督管理機構は、「一企業一政策」の原則にしたがって、国家資本投資・運営会社に対する授權の内容、範囲と方式を明確化し、法にしたがって国家資本投資・運営会社の取締役会の職権を着実にする。国家資本投資・運営会社は、授權範囲内の国家資本に対して、出資者職責を履行する。国家資本の市場化運営の専門プラットフォームとして、法に基づいて自主

的に国家資本の運営を展開し、その出資企業に対して株主の職責を行使し、株主の合法的權益を守り、責任権限対応の原則にしたがって国有資産の価値維持・増大の責任を切実に負担する。

国家資本投資・運営会社は、財務的株式所持を主として、財務管理制御モデルを構築して、重点的に国家資本の流動と価値増大の状況に配慮する。あるいは、戦略的核心業務に対する株式支配を主として、主に戦略目標と財務収益の管理制御モデルを構築し、重点的に出資企業の企業戦略と資本リターンの実施状況に配慮する。

国家資本投資・運営会社の出資者職責履行に対する政府直接授權の試行を展開する。

(3) 国家資本の参入退出

国有資産監督管理機構は、政府のマクロ政策と関連管理要求に基づいて、国家資本の進退メカニズムを構築・健全化し、国家資本投資のネガティブリストを作成し、より多くの国家資本が国家安全、国民經濟命脈と国家經濟・国民生活に関する重要分野に向けて投資されるよう推進する。

国家資本の最適化と再編を推進する。市場指向、企業主体、進退取捨の選択を堅持し、国家資本の分布構造を最適化し、国家資本の流動性を高め、国有經濟の全体的機能を増強し、効率を高める。国家資本分布構造調整の要求にしたがって、重要分野と重点インフラへの、有望な戦略的産業への、産業チェーンの核心部分とバリューチェーンのハイエンド分野への、およびコアコンピタンスを有する優位企業への、国家資本の集中の推進を加速する。一部の国有企業を清算整理によって退出させ、一部の国有企業を再編によって整理統合させ、一部の国有企業をイノベーションによって発展させる。優勝劣敗の市場化退出メカニズムを構築・健全化し、立ち遅れている生産能力の淘汰、過剰生産能力の解消と低効率・ゼロ効率の資産の処置を加速する。国有企業の技術イノベーション、管理イノベーションとビジネスモデル・イノベーションを推進する。

国家資本支配下で經營されている自然独占業種の改革を促進し、それぞれの業種の特徴にしたがって、競争的業務を開放して、国家資本と社会资本のさらなる融合を実現する。

(4) 関連制度の構築

国家資本収益管理制度を構築・健全化する。財政部門が国有資産監督管理機構などの部門とともに、すべての国有企業をカバーした、分級管理の国家資本経営予算管理制度を構築し、国家のマクロコントロールと国家資本分布構造調整の要求にしたがって、国家資本収益の上納比率についての案を提出し、国務院の許可を受けて実施する。国家資本投資・運営会社を改組・設立の際、ならびに国有企業再編の実施の際、国家は必要に応じて、一部の国有株を社会保障基金管理機構に振り替えて所持させ、その配当と転売収益を年金などの社会保障資金の不足部分の補填に利用する。

企業国有資産基礎管理条例について研究して起草し、管理ルールを統一する。

穩当に經營性国有資産の集中的統一的監督管理を推進する。党政府機關、事業單位所属企業の国家資本を經營性国有資産の集中的統一的監督管理システムに穩当に組み入れ、条件が整えば、国家資本投資・運営会社に組み入れる。

「国資管理意見」は「指導意見」の約 2 カ月後に作成されて発布された。そのため、「指導意見」の政策をほぼそのまま踏襲した。しかし、いくつか政策の細部が示された。

国家資本投資・運営会社の設立方法、経営目標、運営方式などについての政策が示された。国家資本運営会社は、主に商業類国有企業の国有株と国家資本経営予算の振替を通じて、設立される。その経営目標は、国家資本の運営効率の向上と国家資本のリターンの上昇である。財務的な株式運営によって、国家資本の流動性と価値増大を実現する。

国家資本投資会社は主に国有単独出資企業集団の改組によって設立する。国家戦略への奉仕と産業競争力の向上がその主な経営目標である。戦略的核心業務に対して株式支配し、出資した企業の企業戦略と資本リターンの実施状況に関心をもつ²⁰。

国家資本投資・運営会社に対して、投資計画、一部の財産権管理と重大事項決定などの出資者職責が授権されるが、それぞれの国家

資本投資・運営会社に合わせて、個別に授権内容、授権範囲と授権方法が決められる。

出資者の職責を機能させるために、コーポレートガバナンスのなかに出資者の意思を反映させるよう求めた。2015 年の「指導意見」の 7 つの部のなか、2 つ目に上がったのは「近代的企业制度の改善」であった。そのなかでコーポレートガバナンスの改善がすでに大いに強調された。

「国資管理意見」は、さらに、情報共有の業務プラットフォームの設置、国有資産と国有企業の情報公開を求めた。情報の共有を通じて国有資産管理を効率化し、ディスクロージャーを通じて国有企業に対する世論の監督を強化する狙いがある。

「指導意見」も国家資本の流動化を求めたが、「国資管理意見」は、さらに国家資本投資ネガティブリストの作成を指示し、国家資本の投資が禁止される分野を明確に規定しようとした。

既述のように、2016 年 7 月、国務院弁公庁が「中央企業の構造調整と再編の推進に関する指導意見」を発布した。もちろん、中央企業の関連産業がその対象ではあるが、それをみると、国有企業のなかでこれからさらに強化されるのは、主要業務が国家安全と国民経済命脈に関する重要分野に位置し、主に重大なプロジェクトを担う商業類国有企業ある。具体的には、①重要な通信インフラ、重要な河川流域の制御性の水利、水力発電、水運発電中枢などの分野、②食糧、綿花、石油、天然ガスなど国家戦略物資の備蓄分野、③戦略的鉱物資源の開発利用、④石油天然ガスの幹線パイプライン網と電網など自然独占分野のネットワーク、⑤原子力発電、重要な公共技術プラットフォーム、ならびに地質などの基礎データ採取利用の分野、⑥国防軍需など特殊産業のなか、戦略兵器装備の研究製造、国家戦略安全と国家核心機密関連の核心軍需キャパシティー分野、⑦その他国家戦略目標

に寄与するもの、重要な有望な戦略的産業、生態環境保護、共用技術プラットフォームなどの重要な業種と分野、である。

合併買収によって強者連合を図られる中央企業は、装備製造、土木工事業、電力、鉄鋼、非鉄金属、水運、建材、観光と航空サービスなどの分野である。石炭、電力、冶金などの中央企業は、産業チェーンにおける垂直統合が奨励されている。

退出するのは、鉄鋼、石炭を中心とした過剰生産能力である。また、連続3年以上赤字経営かつ国家資本分布構造調整の方向性に合致しない企業、ならびに非本業資産も退出する。

従業員家族の住居地域の電力、水道、蒸気の供給、ならびに不動産管理の移管、中央企業の医療、教育、市政、消防、コミュニティ管理などの公共サービス機構の切り離しなど、企業の社会機能の切り離し、および退職者の社会化管理の統一的実施など歴史残留問題の解決も求められた。これらの政策は、「指導意見」の最後の「国有企業のための良好な環境の創出」の部にも提示された。

こうしてみると、国家資本が強化される分野が非常に多い。国家資本はすでに戦略的分野に集中しており、広範囲にわたって急激な業績悪化が生じない限り、戦略的分野の国家資本がこれからさらに強化されるであろう。

「指導意見」にあったのに「国資管理意見」では消され記述は2つある²¹。1つは、「2020年に国家資本収益の財政上納率を30%に引き上げる」と、国家資本収益の財政上納率を「指導意見」が明確に示したが、「国資管理意見」では数値目標が消えた。

もう1つは、「指導意見」には、「国有企業のグローバル経営を支持し、国有企業の間ならびに国有企業・民間企業の間資本に基づく連携を奨励し、世界一流のグローバル企業の育成を加速する」という記述である。この記述は、ナショナルチームの育成において、

国家資本だけでなく、場合によって民間資本も巻き込む、といった国家資本の野望として理解できる。「国資管理意見」からこの文面が見つからない。これはなにを意味するのか。今後の実施状況に注目したい。

おわりに

従来の国有資産管理制度は、端的に①国家所有とその国家の代表としての国務院の所有権行使、②国家の代表としての国務院と地方政府のそれぞれの所轄企業に対する出資者職責の履行、③国務院と地方政府の授権を受けた国有資産監督管理機構およびその他機構・部門の出資者職責の履行として理解できる。

今回の国有資産管理制度改革の重要な内容は、出資者と出資企業間の職責の明確化、国家資本投資・運営会社に対する授権、および国有資産管理の政策目標の明確化である。

最も注目に値するのは、国家資本投資・運営会社への授権である。国家資本投資・運営会社は、まとめた上記の③の「その他機構・部門」にあたる新たな提案である。出資者職責を履行するものとしての国有資産監督管理機構が国家資本投資・運営会社を監督管理し、さらに国家資本投資・運営会社に一部の出資者職責を授権する。そして、その授権を受けて、国家資本投資・運営会社は傘下の国有企業を経営する、という構図である。

1990年代末からの国家資本再編を通じて、国有企業の数が激減したが、依然と万を数える国有企業が存在している(徐2014)。これらの国有企業を束ねて管理するプラットフォームとして、国家資本投資・運営会社が期待できる。

「国資管理意見」ではが2種類の国家資本投資・運営会社が想定された。1つは商業類国有企業の投資企業、いわゆる国家資本運営会社である。投資リターンが求められ、高い流動性が期待されている。もう1つは、国家

安全と国民経済命脈に関する重要分野の集団
 公司を改組して設立した企業、いわゆる国家
 資本投資会社である。投資リターンよりも、
 産業競争力の向上と国家戦略の遂行が重要視
 されている。

国家資本投資・運営会社は従来の授権制度
 の枠組みとどう違うのか。一部の出資者職責
 の授権といった面においては、従来の授権制
 度を継承したといえよう。しかし、資産の管
 理から資本の管理へと国家資本運営の軸足が
 変わった。また、政府による直接授権も実施
 されるならば、国家資本投資・運営会社は、
 上記の従来の国有資産管理制度②の地位に相
 当する機構に昇格するため、従来の授権制度
 とは一線を画す可能性がある。いずれにして
 も、実施して間もなくなるので、これからはそ
 の実態の解明が期待される。

重要分野への国家資本の集中と市場化の退
 出メカニズムも重要視された。「国資管理意
 見」では、具体的に国家資本の投資ネガティ
 ブリストの作成が求められた。国家資本の参
 入退出分野がより明確になるであろう。

〈付記〉

本研究は JSPS 科研費 JP16K03644 の助成
 を受けたものです。研究資金のご援助に感謝
 の意を申し上げます。

〈参考文献〉

- 今井健一 (2000) 「コーポレート・ガバナンスの中
 国的課題」(中兼和津次編著『現代中国の構造変
 動 2—経済：構造変動と市場化』東京大学出版会、
 所収)。
 徐涛 (2014) 『中国の資本主義をどうみるのか：国
 有・私有・外資企業の実証分析』日本経済評論社。
 徐涛 (2016) 「中国の国有企業が再々編されるのか」
 『立命館経済学』第 64 巻第 6 号。
 徐涛 (2018) 「習時代の国有企業改革の制度デザイ
 ン：国家資本はどこへ向かうのか」『北海学園大
 学経済論集』第 66 巻第 2 号。

- 余勝祥 (2000) 「中国の国有企業改革における国有
 資産管理について」『アジア研究』第 46 巻第 1 号。
 『工人日報』記者 (1987) 「外国学者如何看待中国企
 業改革？請看：世界銀行專家評價中国企業改革」
 『工人日報』9 月 28 日。
 郭体偉 (1989) 「世界銀行專家对我國企業推行股份
 制的若干意見」『体改重慶』第 3 期。
 華生・何家成・張學軍・羅小朋・辺勇壯 (1986)
 「微觀經濟基礎的重新構造—再論中国進一步改革
 的問題和思路」『經濟研究』第 3 期。
 中国社会科学院經濟研究所資産經營責任制課題組
 (1987) 「公有制企業改革再認識：起步，深化，昇
 華—資産經營責任制試点考察報告」『經濟研究』
 第 5 期。
 李祖榮・胡引定・徐川義 (2004) 「国資監管：成績
 斐然，挑戰犹存」『企業文明』第 4 期。
 王宝庫 (2003) 「中外国有資産管理模式比較研究」
 『經濟學動態』第 3 期。
 饒恒 (2018) 「新時代，混合所有制改革向何處去？」
 『国資報告』第 2 期。
 陳樵生 (1998) 「發展企業集團 促進国有經濟戰略
 重組」『当代財經』第 4 期。
 国家經濟体制改革委員會編 (1989) 『中国經濟体制
 改革年鑑 1989』改革出版社。
 上海市国有資産管理弁公室 (2000) 「上海市国有資
 産管理「十五」計劃和 2015 年規劃」『上海市国有
 資産監督管理委員會』([http://www.shgzb.gov.
 cn/gb/gzb/xxgk/gkml/ghtj/node180/node256/
 userobject1ai28927.html](http://www.shgzb.gov.cn/gb/gzb/xxgk/gkml/ghtj/node180/node256/userobject1ai28927.html))。
 魏杰 (1998) 『構建新的国有資産管理体制』江蘇人
 民出版社。
 張文魁 (2003) 「国資管理体制改革的四大要点不容回
 避」『中国經濟時報』2 月 11 日。
 中国經濟年鑑編輯委員會編 (2003) 『中国經濟年鑑
 2003』中国經濟年鑑社。

〈注〉

- 1 例えば、1987 年 9 月に公募で設立された上海
 飛樂株式会社は、国有資産の管理者が不明であ
 ることを指摘した (国家經濟体制改革委員會
 1989)。
- 2 中国国务院發展研究中心企業研究所副所長張文
 魁の話による (張 2003)。

- 3 国有資産が「経営性国有資産」、「行政事業性国有資産」と「資源性国有資産」に分類されており、「経営性国有資産」は企業内の国有資産、「行政事業性国有資産」は行政事業単位のなかの国有資産、そして「資源性国有資産」は自然資源のなかの国有資産である(魏 1998)。
- 4 重要な金融機関、鉄道、国営郵便、たばこ製品製造・卸売、出版・文化サービスの主要な出資者または管轄機関はそれぞれ中央匯金投資有限公司・財政部、鉄道部、財政部、国家煙草専売局、国家新聞出版総署・国家廣播電影電視総局・文化部である。なお、中央匯金投資有限公司は、国有商業銀行など重要な金融機関の出資者として 2003 年に設立された。2007 年に財政部が特別国債発行によって資金を調達して中国投資有限公司を設立し、中国人民銀行から中央匯金投資有限公司の株式を買い取って中国投資有限公司に資本注入した。また、2013 年に鉄道部が撤廃され、その行政機能と企業機能はそれぞれ交通運輸部と新設の中国鉄路総公司に移譲された。さらに、2013 年、国家新聞出版総署と国家廣播電影電視総局が国家新聞出版広電総局に再編された。
- 5 これは 2002 年の第 16 回党大会江沢民総書記政治報告の内容と一致している。
- 6 実際に 1999 年の共産党第 15 期 4 中全会決議では、すでに「國務院が国家を代表して統一して国有資産所有権を行使し、中央と地方政府はレベル別に国有資産を管理し、大型企業、企業集団と持株会社に国有資産の経営を授權する」と、決めた。しかし、2002 年第 16 回党大会の江沢民総書記政治報告では、「中央政府と地方政府がそれぞれ国家を代表して出資者の職責を履行し、所有者の權益を享受する」と微妙に言葉が変わった。
- 7 1990 年 12 月 20 日から 23 日にかけて国家国有資産管理局、経済日報、経済参考報および金融時報の主催で「第一次全国国有資産管理理論研討会」が北京で開催された。そこで国有資産三層管理構造の構築について一致した認識が達成された。
- 8 1993 年 11 月の共産党第 14 期 3 中全会決議がその改組を決定した。
- 9 地方の場合、業種管理部门が国有資産経営会社に改組された。上海の場合、1 対 1 の方式で設立されたが、深圳や武漢の場合、業種をまたがったケースが多い(余 2000)。いずれにしても、実際に企業集団が形成され、国有資産経営会社がその中核企業になったことには、変わりがない。
- 10 1991 年に第 1 陣の 55 の国家級パイロット企業集団(原文「国家級試点企業集団」)が決定され、その後微調整が行われてその数は 57 になった。1997 年さらに第 2 陣の 63 の企業集団が国家級パイロット企業集団に指名され、国家級パイロット企業集団が 120 に増えた。
- 11 1992 年 4 月 10 日から 13 日にかけて北京で開催された「第二次全国国有資産管理理論研討会」で企業集団への授權経営が提案された。
- 12 中国核工業集团公司、中国核工業建設集团公司、中国航天科技集团公司、中国航天機電集团公司、中国航空第一集团公司、中国航空第二集团公司、中国船舶工業集团公司、中国船舶重工業集团公司、中国兵器工業集团公司、中国兵器裝備集团公司である。
- 13 2000 年に廃止されて、所属企業の大半は地方に移譲された。
- 14 中国移动通信集团公司、中国聯合通信有限公司、中国电信集团公司、中国衛星通信集团公司である。
- 15 中国航空集团公司、中国東方航空集团公司、中国南方航空集团公司、中国民航信息集团公司、中国航空油料集团公司、中国航空器材輸入集团公司である。
- 16 2003 年に国家電力公司が中国華能集团公司、中国大唐集团公司、中国華電集团公司、中国国電集团公司、中国電力投資集团公司の 5 つの電力生産企業集团公司と国家電網公司、南方電網公司の 2 つの電力輸送集团公司に改組された。南方電網公司を除く 6 つの集团公司が国家授權投資機構および国家持株会社の試行企業になった。
- 17 『中国経済年鑑』各年版および各社のホームページによる。
- 18 「指導意見」は全文翻訳したが、「国資管理意見」は長文になっているので、関連する重要な部分を訳した。
- 19 情報公開についての下線の部分は、「指導意見」

の「監督の強化と国有資産流失の防止」の部の記述である。

- 20 「国資管理意見」では、明確に国家資本投資会社と国家資本運営会社の言葉を示して、それぞれの設立方法、経営目標、運営方式を説明したわけではない。2018 年 7 月発布の「国务院の国家資本投資・運営会社改革の試行の推進に関する実施意見」（原文「国务院關於推進国有資

本投資、運営公司改革試点的實施意見」）に照らし合わせて判断した。

- 21 法人階層の縮小についての記述は、「国資管理意見」にはないが、2015 年 9 月、国务院が発布した「国有企業の混合所有制經濟の發展に関する意見」（原文「關於国有企業發展混合所有制經濟的意見」）にはあった。